平成２２年（フ）第３７１号
北海道旭川市西神楽南２条２丁目250番地の55
債務者　菅野　富美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７３号
北海道旭川市末広５条６丁目２番10号　コーポ山崎１Ｆ
債務者　五十嵐祐樹
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４６０号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート３棟711号、申立時の住所横浜市港北区鳥山町442番地　青葉荘201
債務者　山内　好子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４３４号
神奈川県座間市栗原中央３丁目１番35―607号　レックス座間
債務者　髙橋　泰世（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４４３号
神奈川県座間市入谷１丁目390番地の１　サンハイム座間202号
債務者　木内加代美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４６１号
相模原市中央区相模原５丁目７番１号　アールメゾン705
債務者　西岡　孝志
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２００号
北海道釧路郡釧路町若葉３丁目13番地
債務者　岩崎　正子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３２号
釧路市興津３丁目３番３号
債務者　永島　尚子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２４９号
釧路市暁町10番11号　丸山アパート
債務者　小田桐ゆかり（旧姓田澤）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５４号
釧路市堀川町５番28号　晃ハイツ103号
債務者　横山　玲子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５６号
北海道釧路郡釧路町若葉３丁目46番地　グリーンレジデンス１Ｃ号室
債務者　廣瀬　秀子（旧姓布川）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２４７３号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸３丁目９番66―306号　エガロス・エリシャン
債務者　多田ヒナ子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１３号
岡山市北区船頭町46番地
債務者　郡山　静江
1　決定年月日時　平成22年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１８号
岡山市南区泉田31番地４
債務者　渡辺　信子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５４９５号
東京都大田区大森西２丁目７－５―504
債務者　日高みさこ
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部